

船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008広第39号	
事故等名	水上オートバイヨシオ号同乗者負傷	
発生日月時刻	平成20年7月20日10時36分ごろ	
発生場所	鳥取県鳥取市 鳥取砂丘沖	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年12月10日 広島・地方事故調査官が、船長に対して事故概要等を電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実 船種・船名・総トン数 船舶番号 船舶所有者等	水上オートバイ ヨシオ号 0.1トン 250-528215 奈良 有限会社中央鉄工	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等		
乗組員等に関する情報	船長 二級小型船舶操縦士・小型特殊船舶操縦士	
負傷者	同乗者1人 胸部に1週間の打撲傷	
損傷	損傷なし	
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を本船の前側に乗せ、鳥取港内の鳥取海上保安署前を発進し、鳥取砂丘沖を海岸に平行に遊走を開始した。 その後、本船は、沖に向かうこととし、約50cmの波に向かってジャンプしたところ、平成20年7月20日10時36分ごろ、着水したときに同乗者がハンドル部分に胸を打ちつけた。 2人とも海中に投げ出されたが、自力で本船まで泳ぎ着き、乗船して発進地点まで戻った。 当時、天候は晴で風力3の北北西風が吹き、海上には約50cmの波があった。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 本船は、前路に約50cmの波があったが、その波に向かって遊走したものと考えられる。 船長は、船体の上下動に対する配慮が十分でなかったため、同乗者に対しての影響を考慮しなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が遊走中、船体の上下動があったとき、その衝撃に対する配慮が十分でなかったため、発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	